

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、企業価値の最大化を目指して、経営の効率化を推進しております。また、経営が適切・公正に遂行されるよう絶えず実効性の面から経営管理体制や組織の仕組みの見直しと改善に努めております。加えて、正確な経営情報の開示に努め、経営活動に対する透明性の向上、コンプライアンスの徹底、監督機能の強化及びチェック機能の強化を図ることで有効性を確保し、さらにリスク管理の徹底も図ることで、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社高柳キャピタル	103,000	13.55
三井物産株式会社	65,600	8.63
ニッパン幸友会持株会	44,064	5.80
ニッパンレンタル従業員持株会	43,260	5.69
株式会社丸山自動車	30,300	3.99
石塚幸司	21,100	2.78
日立建機株式会社	18,000	2.37
東日本コベルコ建機株式会社	18,000	2.37
東京海上日動火災保険株式会社	14,400	1.89
石塚春彦	11,450	1.51

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

当社は、平成27年7月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。上記の「大株主の状況」については、株式併合後の所有株式数となっております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	7名
定款上の取締役の任期 更新	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小坂橋道賢	他の会社の出身者								△			
須田睿一	他の会社の出身者								○			
眞子敏幸	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小坂橋道賢	○	○	——	同氏は、平成24年3月から当社の社外監査役を務め、当社の業務内容に精通していることや、企業経営に携わった経験と知識から当社の社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、一般株主保護に寄与すると考えられることから、独立役員に指定した次第であります。
須田睿一	○		——	同氏は、企業経営に携わった経験と知識から当社の社外取締役として選任をお願いするものであります。

眞子敏幸	○	○	—	同氏は、企業経営に携わった経験と知識から当社の社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、一般株主保護に寄与すると考えられることから、独立役員に指定した次第であります。
------	---	---	---	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 [更新](#)

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	0	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 [更新](#)

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 [更新](#)

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価等については、あらかじめ監査等委員会の同意を要することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新](#)

・内部監査及び監査等委員会監査の状況

当社では、代表取締役社長直轄の内部監査室を設け、専任の内部監査室長及び担当者の計2名が年度監査計画を作成し、内部監査を実施しております。内部監査は、業務の効率性及各種規程、職務権限に基づく牽制機能、コンプライアンス重視等の観点から、原則として各部・各事業所を年1回監査することとしております。内部監査結果は、代表取締役社長に報告されるとともに、被監査部門に監査結果及び代表取締役社長の指示による要改善事項が伝達され、監査の実効性を高めるために、改善事項に対する被監査部門の改善状況報告を内部監査室に提出させることとしております。また、その結果については、監査等委員会とも情報共有を図ることとしております。

監査等委員会移行前においては、監査役は、監査計画に基づいて監査を行うとともに、取締役会に出席し、取締役会の業務執行と会社経営の適正性を監督しておりました。また、監査役及び監査役会、内部監査室、会計監査人とは定期的に意見交換を行っており、当社業務の適正性確保に努めておりました。

・会計監査の状況

会計監査につきましては、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結して会計監査を受けております。なお、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、海野隆善氏及び柳井浩一氏の2名であります。当社に対する継続関与年数は、いずれも7年以内であるため、記載を省略しております。また、監査業務に係わる補助者は、公認会計士5名、その他6名であります。会計監査人は、内部監査室とも連携し、内部監査及び内部統制報告制度の状況等の情報を交換しながら、会計監査を実施しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の数 [更新](#)

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

株主総会で決議された取締役の報酬等の上限額範囲内で会社業績に連動させて業績連動型報酬総額を決定し、各取締役に支給するものであります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 **更新** 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

報酬等の総額が1億円を超える者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。また、当社の役員に対する報酬につきましては、当社は平成28年3月30日付で監査等委員会設置会社に移行したことから、社外取締役を除く取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示いたします。なお、監査等委員会設置会社移行前においては、社外取締役を除く取締役、社外監査役を除く監査役及び社外役員の別に各々の総額を開示いたします。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新** あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は、各取締役の貢献度や業績を考慮したうえで、今後の経営戦略を勘案し、平成28年3月30日開催の定時株主総会において決議された月額8百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)で、取締役会において決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設置し、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないものといたします。補助すべき使用人は、内部監査室と兼務とし、監査等委員が必要と認める人数を確保することといたします。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、平成28年3月30日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款変更議案が決議されたことに伴い、同日付で監査等委員会設置会社に移行いたしました。
監査等委員会設置会社への移行は、複数の社外取締役を含む監査等委員である取締役を設置することで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的としております。
監査等委員会設置後の企業統治の体制といたしましては、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会及び監査等委員会を設置し、会社を運営する組織として経営会議を設置しております。
なお、監査等委員会設置会社移行前の体制といたしましては、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会及び監査役会を設置しておりました。

(a) 取締役会

当社の取締役会は、取締役6名(うち社外取締役3名)で構成され、定例として月1回、また必要に応じて臨時取締役会が開催され、当社の経営上の重要な事項を決定し、取締役の職務執行の監督をしております。

(b) 監査等委員会及び監査役会

上記に記載いたしましたとおり、当社は、監査等委員会設置会社に移行しております。
監査等委員会設置会社移行前においては、監査役会設置会社であり、監査役会は、社外監査役3名で構成しておりました。
監査役は、取締役会への出席等を通じて取締役の職務執行及び企業経営の適正性を監視しておりました。また、監査役及び監査役会は、監査計画に基づく監査役監査を実施しておりました。なお、毎月1回開催される監査役会において、監査役は、取締役会等への出席、取締役からの意見徴収、資料閲覧等を通じて得た事項につき協議しておりました。また、監査役は、会計監査人、内部監査室とは随時情報交換を行っておりました。

(c) 経営会議

当社は、今回の監査等委員会設置会社への移行に伴い、経営上の重要な事項の審議機関として、経営会議を月1回以上、また、必要に応じて随時に開催する体制を採用いたします。従来は、取締役会にて行われていた取締役会決議事項(専決事項を除く)、新規の設備投資計画等の審議を行うことといたします。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社の企業規模に照らしたうえで、これらの各機関の相互連携により、経営の健全性、効率性及び透明性が確保できるものと認識しているため、現在の企業統治体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	報告事項をスライドにて説明しております。 株主総会終了後に株主懇親会を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、四半期報告書、決算短信等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関するお問い合わせ窓口は、経営管理部となっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 平成28年3月30日付で監査等委員会設置会社へ移行したことに伴い、同日開催の取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改定を行っております。

当社では、この方針に則り業務の適正を確保するための体制を整備し、運用しております。

・取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス規程を策定し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。

取締役及び使用人に対して、コンプライアンスの教育・研修を継続的に行う。

法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を設置する。

法令・定款違反等の行為を発見した場合には、コンプライアンス規程に従って、取締役会に報告のうえ、外部の専門家と協力しながら対応に努める。

・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程及び情報セキュリティ基準に従って、適切に作成、保存又は廃棄する。

保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて文書管理規程及び情報セキュリティ基準に規定された期間とする。

取締役は、いつでもこれら保存された文書を閲覧し得るものとする。

・損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、リスク管理規程に従い、迅速かつ適切に対応する。

役員に対してリスク管理に対する教育・研修を継続的に行う。

取締役会は、毎年、リスク管理体制について見直しを行う。

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を図り、その業務執行責任を明確化する。

稟議規程を定め、重要性に応じた意思決定を行い、また、経営会議を設置する等、意思決定を迅速化する。

会社の組織や運営基準を組織規程や業務分掌規程に定め、業務を効率的に遂行する。

取締役会は、中期経営計画及び中期経営戦略等を策定し、それに基づく主要経営目標の設定及びその進捗についての定期的な検証を行うとともに、年度ごとの部門別目標を設定し、実績を管理する。

これらの業務運営状況を把握し、改善を図るため、内部監査室による内部監査を実施し、取締役会は、その内部監査の報告を踏まえ、毎年、これらの体制を検証する。

・当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、現在、親会社及び子会社を有していないが、今後、企業集団を形成する場合には、速やかに内部統制システムを構築する。

・監査等委員の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設置し、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

補助すべき使用人は、内部監査室と兼務とし、監査等委員が必要と認める人数を確保する。

・監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価等については、あらかじめ監査等委員会の同意を要する。

・取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

当社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行う。

当社の内部通報制度の担当部署(総務部)は、当社の取締役及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に監査等委員会に対して報告を行う。

・監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ報告を行った当社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

・監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求した時は、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

・その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）、会計監査人とそれぞれ随時意見交換会を開催し、会社の対処すべき課題、監査等委員会の環境整備の状況、監査等委員会の監査上の重要課題等について、意見交換を行う。

監査等委員会は、必要に応じて、会社の費用負担により、独自のアドバイザーとして弁護士、公認会計士その他外部専門家の助言を受けることができる。

・財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、文書化された業務プロセスを実行し、その有効性の評価、報告する体制を整備し、運用する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

・職務執行の適正性及び効率性の向上

当事業年度は臨時を含め18回の取締役会を開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の決定並びに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。

・監査役の監査が実効的に行われることの体制

監査役会は定例取締役会の終了後に開催し、社外監査役を含む監査役は、監査に関する重要な報告を受け、協議、決議を行っております。また、取締役会や重要な会議へ出席し、代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

反社会的勢力を断固として排除・遮断することとし、総務部が、警察等外部の専門機関とも連携し、その体制を構築・整備することとしております。反社会的勢力による不当請求等が発生した場合は、総務部が情報を一元管理し、所轄警察署への相談を含めて迅速な対応を講じる体制としております。

1. 買収防衛策の導入の有無

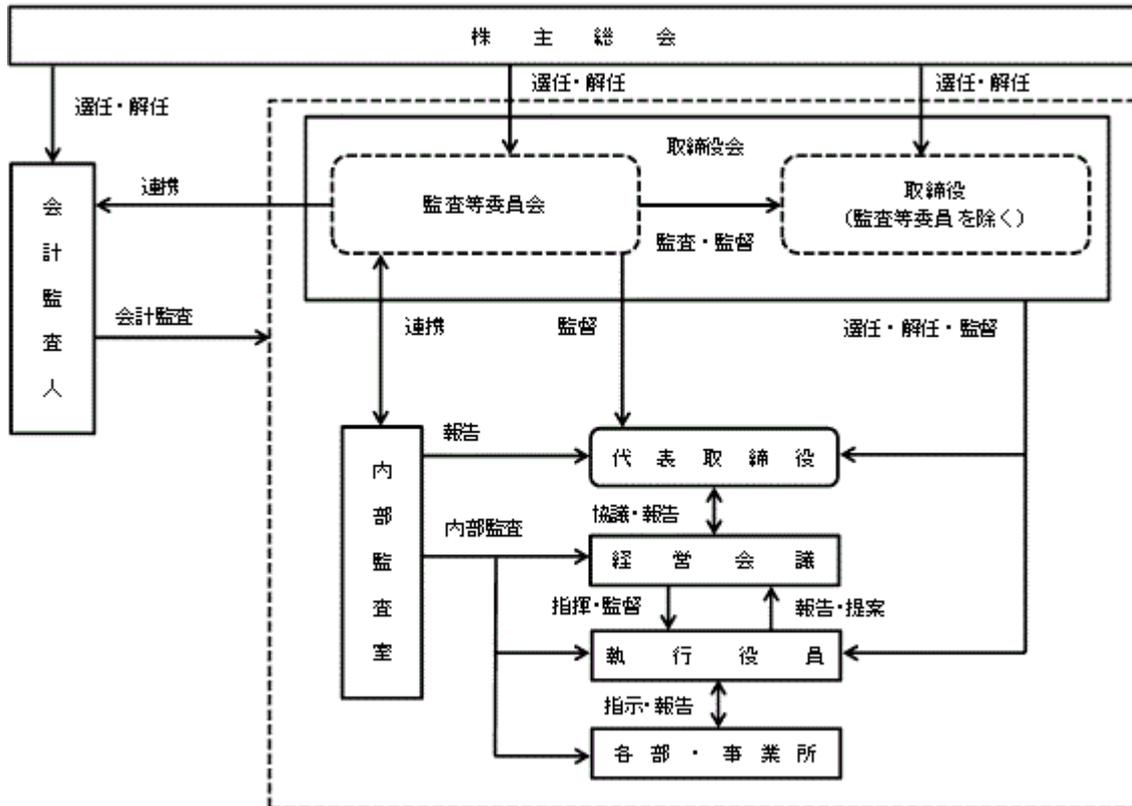
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

企業統治体制図



適時開示体制の概要

